

2023年 7月 12日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳

(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友

(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会

分会 長 朝 倉 健 次



アルバイト従業員への不当労働行為に対する抗議書

当労組は、「業務Gr. 部長（当時）■■■■■」氏および「同Gr. 副部長（当時）■■■■■」氏による、当労組組合員でアルバイト従業員である■■■■■
■■■■■氏に対する不当労働行為に強く抗議するとともに下記要求し、団体交渉開催を要求致します。

記

- 1 貴社は、■■■■■氏本人が貴社で継続して働くことを強く望んでいることを充分承知の上、未だに「仕事が無い」、「やらせてあげられる仕事は無い」や「2時間だけなら本社の仕事はあるがそれ以外の仕事はない」、「パソコンが使えるなら仕事はある」等の難癖をつけ、■■■■■氏の職場復帰を妨害しておられます。何度も申し上げておりますが、主治医の診断も「5kg以上の重量物はもたないこと」とは記載されていましたが、それ以外の禁止事項等は記されていません。「やらせてあげられる仕事は無い」との発言は、労働者を雇用する使用者として無責任極まりない発言と言わざるを得ません。このような発言は尾原社長の指示なのか、上記2名の無責任な発言なのか、明らかにされるよう求めます。
- 2 傷病手当金の支給が終了した後、■■■■■氏に収入は無く、生活は困窮を極めておられます。その原因は、上記貴社の無責任な対応にあることは明らかであり、速

やかに100%補償されるよう求めます。

- 3 また、「業務Gr.」メンバーらは、昨年12月末ごろ■■■■氏の通訳をされている方の家を■■■氏及び■■■氏が訪問し、通訳の方と■■■■氏に面談され、その際、「早く辞めないと借金が増える」、「働いていないからお金は払えない」などと、退職を強要されました。上記行為は単に■■■■氏に対する生活不安を煽るに留まらず、脅迫とも解される「支配・介入」に該当する不当労働行為であることは明瞭であります。
- 4 さらに、本年3月ごろ■■■■氏と「業務Gr.」上記2名が面談した際の会話で「組合に話をすると、もうあなたとは直接話すことができなくなる」、「今後は組合としか話ができなくなる」などと、発言されたことにより、実際■■■■氏はしばらくの間、組合に相談できず一人で悩む状態に陥りました。上記行為もまた、到底看過することができない明らかな「支配・介入」に該当する不当労働行為であると言わざるを得ません。
- 5 当労組と致しましては、上記1～4に対するご回答を本年7月21日（金）17時30分までに、当労組分会宛為されると共に、以下日程にて団体交渉を開催されるよう強く要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2023年8月1日（火）

第二希望日：2023年8月2日（水）

第三希望日：2023年8月3日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人員：地本、支部合計3名及び分会役員

傍聴者：当労組分会組合事務所または貴社本社3階会議室で待機

（2）議 題

①アルバイト従業員に対する不当労働行為について

②その他懸案事項

- 6 繰り返しになりますが、開催条件の公平性を考慮し、当労組及び貴社の開催条件で交互に実施することを提案致します。尚、2020年9月8日及び同年9月

23日、同年12月21日、2022年9月2日、同年12月27日の団体交渉は貴社開催条件で実施されている為、次回の団体交渉については当労組提案の開催条件で実施することは、当然の理と考え再度提案と致します。

以 上